

奈良市ファミリー・サポート・センター 利用料助成制度のご案内



ファミリー・サポート・センターの依頼会員で、対象者の条件を満たす方に、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の一部を助成します。



対象者：「属する世帯が以下のいずれかに当てはまる依頼会員の方」

- ・市区町村民税非課税世帯（申請日が4月から6月までのときは前年度分） ・生活保護世帯
- ・多子世帯（3人以上の児童（☆）を扶養※₁する世帯。☆児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）
※₁ 多子世帯において、扶養対象となる児童は、申請者と同一世帯（住民票上同一）に属する児童とします。
- ・ひとり親世帯（奈良市ひとり親家庭等医療費助成制度の証明書の交付を受けている世帯）
- ・多胎児世帯（多胎妊娠（双子など）によって出生した2人以上の児童※₂を扶養する世帯）
※₂ 児童は、小学校就学前の者をいいます。



助成の金額・上限

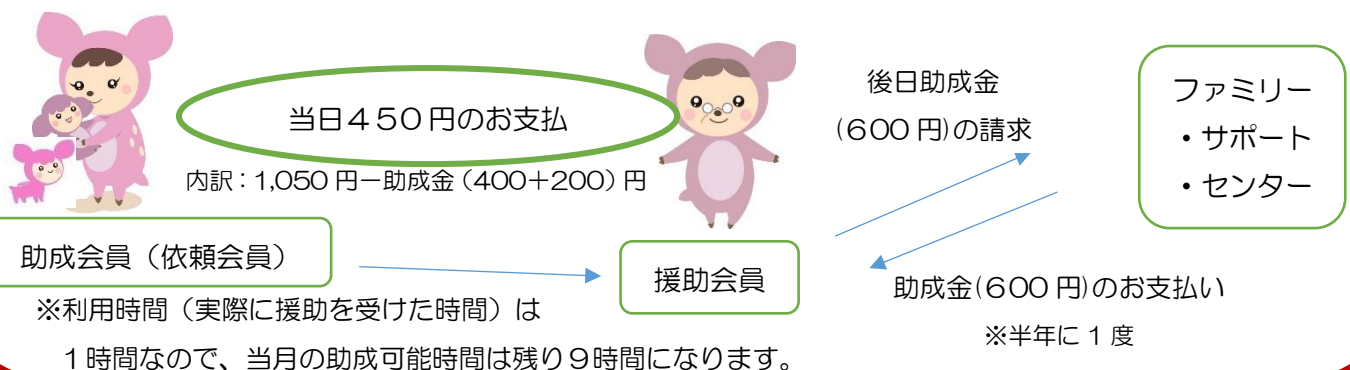
	最初の1時間（通常料金）	以降30分毎（通常料金）
1人目	400円（700～800円）	200円（350～400円）
2人目以降	200円（350～400円）	100円（175～200円）

※実際の利用料は助成金額を差し引いた額になります。

上限：1世帯ひと月あたり10時間

例：子ども2人、1時間利用で通常は1,050（700+350）円の支払い額になる場合

活動当日は、通常の支払い金額から助成金額を差し引いた額を援助会員へお支払いいただきます。助成金は後日、ファミサポ事務局より援助会員に支払われます。



申請方法・助成の期間

奈良市ファミリー・サポート・センターで、「奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成申請書」を提出してください。申請後、奈良市が助成の可否を決定し、通知します。

申請に必要な物：印鑑、対象世帯を証明できる書類（市が公簿等で確認することに同意いただける場合は不要。ただし、転入や別居等により市で確認できない場合は提出が必要です。）

助成期間：毎月1日から15日までに申請した場合⇒申請の翌月1日から最初の3月31日まで
毎月16日から月末までに申請した場合⇒申請の翌月16日から最初の3月31日まで
（ただし、非課税世帯で、申請月が4月から6月の場合は期間の終了日が7月31日となります。
なお、引き続き非課税世帯であることが確認できれば、3月31日までご利用いただけます。）

※ 4月以降も継続して利用するためには、3月15日までに再度、申請書の提出が必要です。

申請・お問い合わせ先：奈良市ファミリー・サポート・センター事務局
奈良市三条本町13番1号 Email：ik-familysupport-nara@2121.nichii.biz
TEL (0742) 34-3305 FAX (0742) 34-3307

